

## 茨城統一テスト実施規定

この規定は、テストを実施するにあたって必ず守るべき事項です。

1. テスト期日を厳守し、テストを実施する。
2. テスト期日最終日まで生徒から「問題用紙」「解答と解説」を預かり漏洩しないよう保管する。
3. 中学1・2年生は年間2回以上受験する。
4. 中学3年生は年間3回以上受験する。
5. 中学3年生、第6回・第7回は「全塾受験」(縛り受験の回)のため必ず受験する。  
※第6回・第7回のテストを実施しないと、『進学指針』(追跡調査の資料)を受け取る権利を喪失する場合があります。
6. テスト受験より生じたデータ全ては協議会の共同財産であるため、協議会の許可無く加盟塾の外部に出す事は厳禁。よって、その様な行為は絶対にしない。
7. 問題用紙の発注は、受験生徒を確認し無駄のないように発注する。発注数と受験者数があまりにも差がある場合は、問題用紙代を支払う。
8. テスト代金はテスト請求書到着後40日以内に支払うことを厳守する。代金請求後40日以上経過し、再請求後代金の支払を完了しない場合は、以後の注文を拒絶または受験後の答案・成績データ送付を留保されても異議申立をしない。
9. 追跡調査(入試結果記録表等)に必ず協力する。